

書書曰荻生總右衛門物茂卿校書法允當

〔家號軒滴上〕序

今世に云苗字は家名にして、遠く今昔物語、および義經記等に見ゆれば、古き世よりいひ來りしものと先輩の説にも見えたり、憲忠憲○本多按するに、名字の二字、古史舊書に見えしは、日本書紀欽明紀曰、與任那日本府吉備臣字闕名往赴百濟、俱聽詔書略この文によりて見れば、欽明天皇のころより、名字といへる事あるにはあらざるにや、右の紀は、一品舍人親王養老元正天皇四年五月癸酉、功なりて奏し奉られし紀なりと世にはいひ傳ふさあれば朱鳥大寶和銅の年間より、粗名字といふ事を用る故に、此書紀にかくは考るされしものにぞあるべき、將其むかしの苗字は、あらかじめ家祖の出たる其地名をすぐに稱して、おの／＼わかつてり、今は敢て其定にもあらず、さま／＼なりき。

〔大日本史氏族〕按及後世、搢紳皆有家號、以別其族、而國郡武士亦倣之、各因其居地以爲稱號、俗謂之名字、而子孫相承、以爲名號、則與氏無異、世竟因稱曰氏族、故今亦適宜用其稱、然古者氏姓、必受之天子、而所謂名字、皆出於私稱、不可與古氏相混、讀者宜辨別焉。

〔成氏年中行事〕立春ノ御祝略中立春ノ朝ヨリ、終日終夜御機嫌可然時者、被申立人之歡喜不可過之、翌日、或子息、或同名、以親類御引出物進上、亭御禮ニ被參時、有御對面、御盃、并御重寶之御劍御馬等被下之、公私目出度祝也。

〔朝倉敏景十七箇條〕一朝倉名字中を初年の始の出仕、表著可爲布子候、并各同名定紋を付させらるべく候。

〔宗五大雙紙〕奏者の事

一ものの披露の事、○中極月晦日、畠山殿より御進上の馬のはな皮十間、懸御目候、それは彼御名字